



地域のきずな深める
第49回由岐地区共楽運動会

第18号 (平成22年9月定例会)

美波町 議会 だより

審議の概要	2
一般質問	3
本議会の審議内容	10
決算特別委員会報告	11
病院事業改革特別委員会報告	12
総務産業建設委員会報告	12
お知らせ・編集後記	14



(第3回定例会 9月議会)

審議の概要

9月定例会の概要

平成22年第3回定例会は、平成22年9月22日から平成22年9月29日までの8日間の日程で開催されました。

影治町長より6月議会以降の町政の動き、懸案事項の進捗状況等の報告、及び今定例会に提案されている認定議案2件、報告議案2件、計画議案1件、指定管理者の指定議案1件、条例議案4件、補正予算議案7件について提案理由の説明がありました。

一般質問を7氏が町政全般について行いました。

議案の内容

【認定議案】 2件
◆認定第1号 平成21年度美波町公営企業会計決算の認定について（地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく、水道事業会計と病院事業会計の決算認定）
◆認定第2号 平成21年度美波町歳入歳出決算の認定について（地方自治法第233条第2項の規定に基づく、美波町の一般会計と11件の特別会計の決算認定）

【計画議案】 1件
◆議案第52号 過疎地域自立促進計画の策定について（過疎地域自立促進特別措置法が執行期限の延長などの改正により、平成22年4月1日から施行されたことに伴い新たに計画を策定するもの）

【指定管理者の指定議案】 1件
◆議案第53号 美波町立公民館の指定管理者の指定について（町営櫛ヶ谷住宅の集会所を外ノ磯公民館として、外ノ磯町内会に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者の指定を行うもの）

【条例議案】 4件
◆議案第54号 美波町課設置条例の一部を改正する条例の制定について（役場の組織機構の見直しに伴う課の再編に係る条例改正）

【報告議案】 2件
◆報告第5号 平成21年度決算における健全化判断比率について（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づく健全化判断比率の報告）
◆報告第6号 平成21年度決算における資金不足比率について（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づく資金不足比率の報告）

【計画議案】 1件
◆議案第52号 過疎地域自立促進計画の策定について（過疎地域自立促進特別措置法が執行期限の延長などの改正により、平成22年4月1日から施行されたことに伴い新たに計画を策定するもの）

【指定管理者の指定議案】 1件
◆議案第53号 美波町立公民館の指定管理者の指定について（町営櫛ヶ谷住宅の集会所を外ノ磯公民館として、外ノ磯町内会に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者の指定を行うもの）

【条例議案】 4件
◆議案第54号 美波町課設置条例の一部を改正する条例の制定について（役場の組織機構の見直しに伴う課の再編に係る条例改正）

【報告議案】 2件
◆報告第5号 平成21年度決算における健全化判断比率について（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づく健全化判断比率の報告）
◆報告第6号 平成21年度決算における資金不足比率について（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づく資金不足比率の報告）

【補正予算議案】 7件
◆議案第58号 平成22年度美波町一般会計補正予算（第3号）（歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229,998千円を追加し、総額を4,970,134千円とした補正予算）
◆議案第59号 平成22年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5

◆議案第55号 美波町田井遺跡保存活用施設設置及び管理に関する条例の制定について（美波町田井遺跡保存活用施設が開館されたことに伴うその設置と管理を定める条例の制定）
◆議案第56号 美波町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について（重度心身障害者等に対する医療費の助成の内、母子家庭への助成が父子家庭も対象となることに伴う条例改正）
◆議案第57号 美波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（町営住宅へ入居申込み時の連帯保証人について、特別の事情がある場合は1名でも申込みが行えるようにするための条例改正）

◆議案第60号 平成22年度美波町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）（歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,082千円を追加し、総額を2,691千円とした補正予算）
◆議案第61号 平成22年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,950千円を追加し、総額を1,277,094千円とした補正予算）
◆議案第62号 平成22年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,057千円を追加し、総額を147,948千円とした補正予算）
◆議案第63号 平成22年度美波町水道事業会計補正予算（第1号）（資本的支出に1,995千円を追加し、資本的支出の合計を51,539千円とした補正予算）
◆議案第64号 平成22年度美波町病院事業会計補正予算（第1号）（収益的収入に134,000千円を追加し、収益的収入の合計を1,145,210千円とした補正予算）

一般質問



永本議員

1 日和佐幼稚園・保育園の移転改築と津波避難対策

質問

① 今後30年以内に50%の確率で起きると言われる南海・東南海地震、それに伴う津波被害が予測されるが、日和佐港に面して海拔1メートルときわめて危険な場所に立地する日和佐幼稚園・保育園を安全な場所に移転する考えはないのか。

② 津波避難場所として指定されている徳島県南部総合市民局庁舎、日和佐公民館の地盤の液状化による倒壊の危険性について調査されているか。



避難訓練（日和佐保育園）

③ 保育士だけの避難誘導は極めて難しいと思うが、関係者による協力態勢は整っているか。

●藤井子どもセンター長

① 両施設については津波、地震による被害が想定さ

れる。予算も伴うが、過疎地域自立促進計画（H22～27年度）と日和佐高等学校跡地利用計画の中で、子ども園（仮称）開設に向け取り組んでいきたい。

② 両施設について地盤の液状化による倒壊の危険性についての調査はしていない。

③ いつ発生するか予測できない災害に対応できるよ

2 防災計画

質問

災害発生時の物品の備蓄状態は万全か。

う、子どもセンター管轄施設には消防計画に基づき、避難訓練を実施している。職員・保育士のほかに消防団員・南部県民局職員の協力を得て、1人の被害も出さないよう避難訓練を重ねている。



災害備蓄倉庫（日和佐高校跡地横）

●武田消防防災課長

備蓄状況はカンパン128食、ごはん50食、毛布270枚、簡易トイレ用袋400枚となっている。飲料水については昨年日和佐小学校グラウンド、由岐支所前に飲料水兼用耐震性貯水槽を設置、災害発生後3日間の給水を確保している。今後、自主防災組織や各町内会での備蓄調達が必要と考えている。



寺下議員

1 職員の意識向上

質問

① 職員の不祥事について、その後の経緯と、二度と起こさないための再発防止策は。

② 職務に対する意識向上に向けての考えは。

③ 町の課題を職員が共有、議論する場を設けたり、課題ごとのプロジェクトチームの立ち上げや一元化を図るなどの考えは。

● 山路副町長

① 生活支援ハウスの利用者負担金の未請求に係る職員の不祥事については、本人と管理監督責任のある2名から返納されている。また、担当課での事務処理の仕方を見直し、全庁的にも事務処理の現状を再点検し、標準的な事務処理マニュアルを作

成し、事務の適正化と再発防止に取り組んでいる。② まず職員の意識改革が必要であり、町長が職員との対話を行った。さらに職員の意識と意欲を高めたい。

● 影治町長

③ 総務企画課の中に政策調整的なことを行う係も考えている。また、積極的に職員が地域に出ていく仕組みづくりができればいいと考えている。

2 ウェルかめ効果

質問

① 経済効果はどのような状況か。また、今後の計画は。② 観光客や地元からの要望等のくみ上げや検証手段はどのようなものか。

● 今津産業振興課長

① 日銀高松支店徳島事務所の試算の計算方法によると、「カレット」・「道の駅レジカウント」2施設の増加人数4万29人であり、約1億3,600万

円となり大きな経済効果が生まれている。今後、ロケ地マップ等を利用してスタンプラリーを計画し、リサイクル自転車「(仮称)リサイクルリング」を無料貸し出しすることにより町内での滞在時間延長による町民への経済効果も創出したい。

3 地域おこし協力隊

質問

① 協力隊員の活動現況は。② この事業は、町の活性化に大きな可能性を秘めていると考えるが、総務省施策の地域おこし協力隊への乗りかえや、追加募集はあるのか。

③ さまざまな補助事業に関して、情報周知の方法は。

● 磯野総務企画課長

① 赤松地区、山河内地区、木岐地区で活動している。全国伝統花火サミットや

地区にある地域づくり団体の事務局、畑を借りて「そば」を育て商工祭での出品を予定したり、農作業、林業、漁協の手伝いなどを行っている。

② 現在の委嘱期間は最長で来年3月31日までとしているが、受け入れ地区及び隊員の意志も考慮し、その効果も検証しながら、平成23年度以降も総務省施策としての地域おこし協力隊として委嘱するかを検討したい。また、他の地区で受け入れ希望がある場合、新たに4月から地域おこし協力隊の募集も考えている。

③ 町内会連合会総会開催時、補助事業などの説明や地域づくり情報誌などの配布など町内会を中心に行っている。

4 地域力

質問

① 3月末に策定された「地域福祉計画」について、今後の方針は。

② 地域で見守りを行うシ

ステムづくりはできないものか。この町はみんなで守るんだという協働社会の概念を町民すべてに知らせ学んでいくことが、重要だと思うがどうか。

● 原高齢者福祉監

① 実施については、「地域福祉活動計画策定委員会」を組織し、福祉課題の把握、整理を行い、活動計画の策定を行う。その準備として地域福祉活動計画への合意形成、計画策定スケジュールの設定、委員の選出・委嘱、委員研修等を開催する。

② 現在、民生委員、老人クラブの友愛訪問員などにひとり暮らしの高齢者等を訪問していただいている。地域の見守り体制については、「地域コミュニティ」が重要な役割を担ってくるため、地域でどのような取り組みができるのか、どんな仕組みが必要なのかを協議していかねければならないと考えている。



新開議員

1 旧日和佐町・旧由岐町合併時の協議会内容の検証について

質問

①職員給与の格差を是正するとなっていたが是正はできたのか。出来ているのであればいつ出来たのか。

②美波町の各種団体は現在商工会・婦人会・青年会の組織が統一されていないが、一体性の確保が町行政にとっても重要であると思われる。これについて町長はどの様に考えているのか。また、どのような指導をしているのか。

③合併当時の合併協議書で住民と行政の協働の取り組みを推進するため、地域連絡協議会（仮称）を条例で設置するとなっているが、実施されているのか。現在の状況は。

●磯野総務企画課長

①職員の給与格差は平成20年度にほぼ調整が終わり、平成21年度で終了している。

②各種団体組織については「新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実況を考慮しながら統合又は再編に努める」となっており、商工会の合併等各種団体においては地域のコミュニティを維持していく上で非常に大切なものであり、町としてできる支援は行つていきたい。

③地域連絡協議会については、町内会連合会がその担うべき団体にあるかと思うが、この中で地域連絡協議会をどういった形にするかということを検討しながら進めさせていただきます。

2 病院問題について

質問

①病院問題は、合併後、何度も議会で質問があったが、進んでいない。両病

院とも30年以上も経過しており、建替えの時期の中で前町長時代から2病院1診療所という言葉が繰り返され、現在に至っている。現実に2病院建設は無理だと考える。建設場所は後の協議として、1病院を建築する方向で考えてはどうか。

②平成21年度に病院事業改革プランが出された。その内容はいろんな項目で計画し平成23年度に目標達成するとなっている。現在のどの程度進んでいるのか、改革プランを真剣に検討して実行しているとは思えない。計画は目標を達成する努力する、解消する、という言葉ばかりで、具体的な方法がない。その結果平成21年度の日和佐病院の経営状況で約1億3千万円余りの赤字が出ている。この分では平成22年度も赤字は免れないと思う。どの程度不足するのか。一般会計からの拠出を安易に考えず真剣に取り組んでいただきたい。

③町長は病院改革委員会で、も病院については医師不足、財源不足と言われているが、熱意を持って医師確保に努力していただきたい。財源は計画的な対策で複数年で捻出する必要があるのではないかと。

●影治町長

①建設については場所も含めて総合的な検討はもちろん、住民の方が安心して暮らすことの出来る医療体制、医療環境を整える検討をしていきたい。

③具体的な対策として一、評価委員の意見又、住民との意見交換をし、方向性を具体化する。

二、医師の確保を各方面に打診・相談・ご依頼をして、医師が欠けた場合の充足等のシステム作りを確立する。

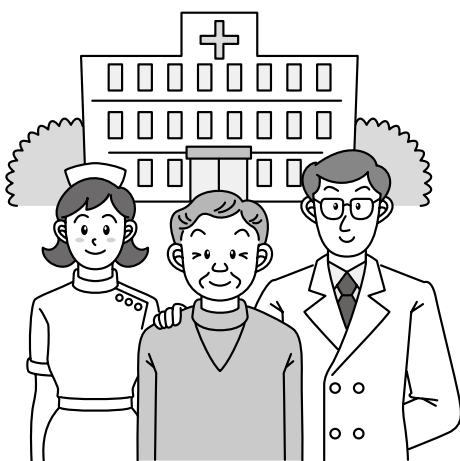
三、改築資金と後年度負担を考え今年度より議会

のご理解を得ながら、建設基金に積立をしていきたい。

●岡本日和佐病院事務長

②日和佐病院の経営については住民の役に立つ病院を目指して、患者が来てくれるよう努力していきたい。

平成22年度は、現時点で5,800万円を借入しており、平成21年度と同様、もしくはそれよりも多めの資金不足がでるのではないかと予測している。





向山議員

①まちづくりの成果・評価は

質問

町長は就任に当たって対話の町政を基本姿勢に、町民に信頼される行政、産業振興のまちづくり等、4本柱を重点施策に町政を進めたいと述べている。就任1年を経過した今、町長のめざす行政が進められているのか、町民の意見や要望を踏まえ、今後はどのような町政を進めるのか、また、重点施策の実現性の見通しはどう感じているのか、今後、町長の進めるまちづくりの実効性を高めるために、その成果の検証や、評価は、どのように行うのか。

●影治町長

現在、町民の一体感の醸成に力を注ぎながら私の進める町をめぐりて職員と共



日和佐の町並み

に取り組んでいる。連続テレビ小説「ウエルかめ」などの好機は有効に町づくりに繋げたい。町づくりの成果は数字で表すことはできないが、対話の町政を推進するため地域や職員、各種団体との懇談会・意見交換会を実施しており、町行政

説明用として「美波町のわかりやすい予算書」を作成配布するとともに、人材育成にも取り組んでいる。また、日和佐小学校改築事業、ケーブルテレビなど、合併の前後に計画された主要な事業も完成している。今後の不透明な時代にも効率的

な財政運営に取り組み、行政施策については柔軟な姿勢を持ちながら、時には勇気と決断を持って町政を運営していきたい。事業評価、検証については、町長公約については定期的に評価をするつもりは今のところないが、町としては決算認定等の機会を通じて粛々と行っていくきたい。

②町財政の今後は

質問

町は集中改革プランに引き続き、今年度から5年間の行財政改革プランを策定し、財政健全化に取り組んでいる。我が町は合併後、経常収支比率、実質公債費比率とも、改善が見られるが、今後の経常収支比率、実質公債費比率、義務的経費割合の数値の見通しはどう考えているか。

また、交付税における合併特別措置後（平成28年度以降）町の財政の見通しは厳しいと思われるが、その対応策はどう考えているのか。

●磯野総務企画課長

経常収支比率、実質公債費比率とも合併当時から改善している。今後の数値目標はないが、経費削減や事業を厳選し、現数値が悪化しないよう努める。義務的経費については、人件費、公債費については、削減できているが、扶助費については高齢者人口の増加に伴い増加する傾向にある。

また、普通交付税については合併算定替え終了後は、5年間の段階で減額となり最終的には3億から4億円程度の減額が予想されるため、一層の財政健全化に取り組んでいきたい。





山本議員

① 農業施策

質問

① 個別所得補償モデル対策による、加入申請件数は。また、来年以降の加入状況は不透明な部分もあると思うが、どのように推移していくと関係機関は予想しているのか。

② 集落営農組織のモデル化、担い手育成をどのように進めていくのか。農業振興条例も視野に入れ、町独自の農業認定者制度の



創設なども考えられるが、町行政はどのように考えているのか。

③ 美波町での農地等の下限面積、現在由岐・日和佐地区での差異を将来的には統一すべきではないのか。

● 今津産業振興課長

① 本年度実施された個別補償モデル事業は、本町では240件の加入があり、37%の加入率である。交付対象外も含まれているので、最終的な交付対象は減るものと考えている。来年度以降は、交付要件等事業内容により大きく変動するものと考えており、本格実施に向けて、国において事業内容が検討されている。確定次第、説明会、情報提供を行っていく。

② 集落農業の育成は、認定農業者、ファームサービス等に十分に配慮を行わなければならない。モデル化が出来れば良いが、今後研究してみたいと思う。現在認定農業者は日

和佐地区8名、由岐地区3名であり、関係機関並びに認定農業者で協力しながら進め、町独自の認定農業者については、今後検討してみたいと思う。

③ 昨年農地法が改定され、県知事にかわり、農業委員会が新たに定めることとなり、改正前と同じく下限面積、日和佐地区50アール、別段面積、由岐地区30アールとして引き続き定めている。この面積は地域の営農実態等に合わせた面積であり、地区の差異については必要と考えている。別段面積設定については農地の細分化防止、新規就農の促進等に関係することから、今後も検討していきたい。

② 町道維持管理

質問

現在、直営の草刈事業は予算的にはどの位あるのか。また、地域住民団体、各種団体に再度、民間委託に見直して経費削減をしてはどうか。

● 鈴木建設課長

現在直営事業として、町道の草刈については、1メートルあたり1回50円で年2回行っている。主に幹線道路を行い予算的には、約170万円である。

町内会等に全面的に委託していたが、平成20年度より約4割分を直営化したため減額になった。この資金は、地域活動に大変有意義と聞いているが作業される年齢層も上がり、現在の延長で継続する予定である。

③ 町の環境整備

質問

観光の町、健康志向の町として、ウォーキングロードの標識、街路灯等の整備を行い、コースも距離に応じて亀コース(仮称)、その他設定して取り組んでほしいか。

● 谷口住民福祉課長

平成9年度にウォーキングマップを作成し、公民館を拠点として5コースの歩こうマップを作った。

④ 地籍調査

質問

県内他の自治体も取り組んでいる土地の面積、境界を明確にする、地籍調査を進めていくべきではないか。

● 鈴木建設課長

地籍調査は境界紛争のトラブル防止、災害復旧の円滑化が図られ、まちづくり計画の基礎資料になるなどメリットがある。多額の費用、長い年月を要するなど課題が多く、実施に至っていない。県も国庫負担率の引き上げ等を政策提言しており、本町としても取り組むべき課題であり、国・県の動向を重視して、国・県との連携を通じて地籍調査に着手できればと考えている。



北山議員

1 議決した「条例の条文」と「例規集記載の条文」の違いをたず

質問

①「櫛ヶ谷住宅の設置に関する条例」第3条(3)の条文について、議決したものは、「勤務場所を有し」となっているのに、例規集には「町外から転入し、町に在住しようとするもの」となっている。いつ、どのような理由で、誰が変えたのか。

②理事者は、「町が議会の議決権に関わる誤りをおかした」ことへの重大さを認識していないように感じる。

③議決後の事務手続は、自治法に定められている。それに従って正確に実施し、チェックを怠りなくやればこんなミスは起きない筈である、法律に従

い正確な事務を執行されたい。

磯野総務企画課長

①議案作成時、複数案を作成しており、例規集業者の「ぎょうせい」へ送るとき、議決したものとは別の条例案を送った、事務的な誤りである。今後再発防止のため最善の注意を払っていききたい。

●影治町長

②議決となったものをコピーして送らずに、パソコンに入っている分を送ったのでこんなミスが起きた。今後このようなことのないよう指示した。理解されたい。

③おっしゃるとおりで、そのようにしたい。

2 「日和佐地区生活支援ハウス」の設置者は誰か

質問

①「日和佐地区生活支援ハウス」が条例で設置されているのはなぜか。

②「日和佐地区生活支援ハウス」は町が設置していない、民間の施設なら委

託する必要がない、民間がするべきではないか。

●原高齢者福祉監

①「日和佐地区生活支援ハウス」は「公」の施設ではなく民間の社会福祉法人の施設であり、業務のみの委託であり条例は制定する必要はない。

②この事業は、実施主体が

市町村であり、町が民間に委託することができるといことは考えていない。

●影治町長

①「日和佐地区生活支援ハウス」は社会福祉法人にしてもらっているが、それを条例に入れてないのは、条例に入れないのではない根拠がないので入っていない。

3 病院経営改革プラン平成21年度末評価委員会の評価と答申後の対応

質問

①町長は、病院の方向性を聞かれると「22年3月末決算を見て評価委員会

が審議、検討するからその答申を見て考える」と言ってきた。その答申が8月6日に出、広報にも載った。答申を見た町民からは、「こんな答申何人も寄って、時間かけてせんならん事なんか」という声もある。

そこで委員会の会議録を見ると各委員は様々な適切な意見を述べている。しかし、答申には全然取り上げられていない。委員会の強い意見は『医療体制を決める作業を直ちに始めよ』とのことである。早く具体的試案を作り、十分時間をかけて住民の意見を聞き町も説明をする。これが大事と思うがどうか。

②病院の方向性は、評価の結果を見て秋までに決めると言っていたが実際にはいつ頃決まるのか。

●山路副町長

①評価委員会の答申の内容は、議員の言ったとおりで広報にも掲載した。その中に委員の意見が十分反映されていないのは、

今回の答申は当初予定した目標数値の評価点検で財務指標等について答申したので、個々の意見を集約する形の答申ではない。

●影治町長

①一般の情報の入りにくい方には現在の病院の状況が分かり難かったと思うが、今回評価委員会の結果を広報に載せて、町が抱える病院問題の大きさが分かってもらえたと思う。病院問題でネックとなるのは建てる場所などであるが、皆様方町をせつつくような形で言われるが、なかなか難しい。だからと言って先延ばししてよいとも思っていない。前回の答申もあり、今回の答申も踏まえ住民と話し合いをする中で合意形成していくと思うが、その方向性はまだ決まっていない。早く具体的なことに取りかかる組織を立ち上げ実行する方向で考えたい。

②組織は来月立ち上げ、方向性はの中で検討する。



1 雇用の創出と定住促進

質問

① 今後6年間の構想として過疎自立促進計画が発表されたが人口形態に合わせた就業の場の確保を、若者の定住が伴える雇用の創出に取り組みべきではないか。

② 町の活路として第1次産業を生かしていくためにも就労移住支援係の担当部を作りスポーツ・文化の学生合宿の誘致や、地域おこし協力隊及び南阿波よくばり体験などの体験観光を一次産業とつなげて、特産品づくりなど地域の特性を生かした産業の育成に努めていくべきではないか。

③ 町及び町内事業所での障害者雇用の実態と雇用率達成への指導や協力への取り組み及び福祉的就労

支援の促進はどのように取り組んでいるのか。

④ 臨時、パートなど非正規職員が多くなっているが、時給などの労働条件の改善、正規職員の採用を含め雇用拡大に取り組みべきではないか。また、官製ワーキングプアを起こさせないためにも「公契約条例」を率先して制定していくべきではないか。

● 影治町長

① 雇用創出については企業誘致を県等の協力を得ながら取り組んでいるが具体的な動きはない。

② 修学旅行の受け入れが主な「南阿波よくばり体験」の規模も拡大してきており、それなりの効果がある。若者が1次産業の担い手として漁協や農協等と地域住民が連携して雇用につながるグリーンツーリズムやブルーツーリズムを推進しつつ、独自産業化を目指す方向が考えられる。

③ 社会との交流を図るために地域活動支援センター

や共同作業所にも運営補助をしている。就労支援福祉サービスについては近隣市町との連携による圏域でのサービス提供体制を進めるとともにハローワーク等の協力を得ながら取り組んでいきたい。町役場の障害者雇用は実質4名(3・7%)で法定雇用率2・1%を上回っている。

④ 臨時職員が多くなっているが、社会保険等にも加入して頂き、有給休暇も6カ月で5日間、年間10日間にプラス夏季休暇3日間とし、ボーナスも6月と12月に支給しており、特に低いというところはない。経費増も考えながら労働条件の改善に対応したい。昨年の10月から町内業者対象の町発注の入札最低制限価格を従来の3分の2以上から10分の8を超えない範囲で定め、地域経済の底上げに寄与している。公契約の条例化は契約にも介入することから課題もあり、調査、検討中である。

2 行財政の健全化策

質問

町税、使用料等の未収金(滞納)対策と不納欠損処理への対応と徴収について。町営住宅の使用料及び住宅改良資金未返済滞納額が多くなってきた。督促や訪問により徴収努力をしていると思うが、払えない状況を調査し、悪質な場合は法的対応を求めているのか。また、町税、及び国民健康保険税など多額な不納欠損処理しているが税の公平性からも不納欠損になる滞納を増やさない全庁体制での徴収取り組みを今後どのようにするのか。

● 山路副町長

町税及び各種使用料の徴収体制の強化に取り組み、管理職を中心として特別徴収班を組織し全庁体制で個別徴収にあたっている。過年度滞納金の滞納整理のために平成21年度に町税と介護保険料の時効完成しているものの不納欠損処分を行った。水道使用料では給

水停止、住宅使用料では連帯保証人への請求も合わせて、明け渡し請求などの実施など法令に規定されている強行処分も辞さない覚悟で徴収に臨んでいきたい。

使用料及び税金の滞納と不納欠損処理した主な金額 (1万円以下四捨五入)

項目	未収金 (滞納額)	現年度分	過年度 (滞納繰り越し分)	不納欠損額
	(約1,457万円)			(約266万円)
町 民 税	個人	1,442万円	510万円	217万円
	法人	15万円	0	49万円
固定資産税	5,751万円	1,018万円	4,733万円	5,521万円
国民健康保険税	3,662万円			2,942万円
介護保険	817万円	94万円	722万円	538万円
水道料金	595万円	203万円	393万円	(3・31現在)
町営住宅使用料	605万円	115万円	490万円	*30人
住宅改良資金貸付事業 (貸付1億6,270万円：41件)	3,128万円			
合計	約1億6,000万円			約9,300万円

本議会の審議内容

◆過疎地域自立促進計画の策定について

質問

すじ青のりの水産資源振興に
関し、今後の方向性は。防災無
線の今後の方向性は。

答弁

すじ青のり委託事業は、でき
るだけ早い時期に民間にお願
いする方向で考えている。

防災無線のデジタル化は非常
にお金がかかることから、今は
実施していない。災害が発生し
た場合、防災無線は必要であり、
今後どのようにするか研究し、
十分検討していきたい。

◆美波町田井遺跡保存活用施設設置及び管理に関する条例の制定について

質問

施設の管理、維持、運営に関
し、今後指定管理にするとかの
考えは。

せつかくの施設が有効活用さ
れるように考える必要があると
思うが。

答弁

現在、施設の観覧・入場を希
望される方には、ぼつぼマリ
ン2階資料展示室か由岐公民館の
電話番号を知らせて連絡いた
だくようにしている。今後の管理
については、条例等を踏まえ十
分検討したい。

◆美波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質問

入居者に滞納があった場合、
1名になっても連帯保証人にき
ちんと支払いを求める条例にな
っているのか。

これまでも連帯保証人に支払
いを求めているのであれば、
きちんと対応していくべきでは
ないか。

答弁

連帯保証人の支払い責任は、
請書を出していただくときに知
らせている。しかし、過去の滞
納に関し、連帯保証人に債務の
返還を求めたかどうかは把握で
きていないので調査をして、あ
とで報告する。

◆平成22年度美波町一般会計補正予算(第3号)

質問

2病院の体制の見直しはいつ
までに行うのか。

答弁

来月、検討委員会を立ち上げ
て、今後の医療提供体制を早急
に決めていく。

◆平成22年度美波町水道事業会計補正予算(第1号)

質問

地元の引き込み希望者の割合、
地元負担の金額など、他地域と
の公平性も図りながら基準を決
める必要があるのではないか。

答弁

事業の規模によっては地元負
担が非常に高くなる場合もある
ので、そうならないように十分
検討したい。

小規模な飲料水供給の補助に
ついては、住民福祉課が窓口と
なっている。

◆平成22年度美波町病院事業会計補正予算(第1号)

質問

福祉的な業務を持つことから、
2病院を存続させる方向性をも
っているのか。

答弁

一般会計からの繰り出しにつ
いては、8,000万円くらい
までと町長個人としては考えて
いる。

来年度からは、日和佐病院も
救急告示が取れるよう検討中で、
実現すれば3,000万円ほど
交付税が入ることになる。より
よい医療提供サービスができる
よう、いろいろ提言をいただき
たい。

決算特別委員会報告

9月28、29日議場において、決算特別委員会を開催し、審査を行いました。

決算審査については、監査委員より会計的な数字を基礎として法令や法則に照らした審査がなされ、「平成21年度美波町公営企業会計決算」及び「平成21年度美波町歳入歳出決算」に係る決算証書類、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書については、正確に処理されているとの監査報告が出されました。委員会では、主に成果表によって審議しました。

【審議の内容】

質問 本町の医療体制の基本方針はどのようなのか。

答弁 将来の新たな医療提供体制の構築に向けた準備資金として、積み立てをしていきたい。方向性が決まるまでは、2病院1診療所は堅持したい。

質問 赤河内財産区について、赤河内財産区特別会計事業は今後も残っていくのか。

町有林に編入してもいい時期に来ているのではないかと。赤河内の方々に相談してはどうか。

答弁 町有林への編入に関しては、旧町時代の財産区に対しての歴史などの経緯等があるので、委員からの提言を、事務局から赤河内財産区管理会に報告し、その中で協議していただきたいと思う。

質問 海洋資源開発振興事業費（すじ青のり生産）は収益が780千円という大変厳しい状況であり、(株)WDBから分社化した子会社に委託するなど事業の見直しをしてはどうか。

また、委託をして引き上げる方向もあるのではないかと。

答弁 短期間で成果を出すのは難しい事業であることから、出来るだけ経費をかけないで継続していきたい。

質問 外出支援サービスの料金はいくらか。病院から病院への搬送にも使えるのか。住民への広報等の手段は。

答弁 利用者負担は、町内500円 町外1,000円。自宅と病院の行き帰りに限られている。ケアマネージャー、民生委員等の相談、また、近所の方からの利用者の情報により周知を行っている。

質問 農業後継者の育成を、今後どのように行うのか。

答弁 努力はしているが厳しい状況にある。今後、農協等関係機関とタイアップをしながら取り組んでいきたい。

質問 町税、水道使用料、住宅使用料の滞納者に対して、今後の改善策はどのように考えているのか。

答弁 今年度は、徴収時期を変更し出来るだけ早い時期に行い、滞納処分を含めて厳しく行っていく。町県民税の徴収は、徳島県への移管の作業を行っており、県と協力体制を取りながら進めていく。

このほか、委員会の審査を通じ議論のあった主な事項は、鳥獣駆除対策、うみがめトリアスロン大会での備品等の町内業者への発注、ふるさと支援金イメージアップ事業、産業振興条例、日和佐小学校改築工事（補償費）等でした。

認定第1号「平成21年度美波町公営企業会計決算の認定について」及び認定第2号「平成21年度美波町歳入歳出決算の認定について」の2件は、採決の結果、異議なく認定することを決定し、報告第8号「平成21年度決算における健全化判断比率について」、報告第9号「平成21年度決算における資金不足比率について」は、承認することを決定しました。

各公営企業事業の経営、決算全般について、それぞれの善処・検討を行い、財政健全化に向け、今後5年間の「行財政改革プラン」を着実に推進し、財政基盤強化に取り組み、住民福祉のための一層の努力を強く要望し、決算特別委員会を閉じました。

病院事業改革特別委員会報告

8月31日、病院事業改革特別委員会を開催いたしました。

去年3月に提出された「美波町病院事業経営改革プラン」にかかる評価委員会が終了し、病院事業改革プランに対する答申が出されたことから、理事者側から報告や説明を受けました。

評価委員会は、7月9日、7月22日、8月5日に開催、8月6日付で答申がなされた。

答申内容は、平成21年度の病院会計の決算状況については、プランの数値において病床利用率が両病院とも10%前後下回っているため、さらなる努力が必要であり、引き続き平成22年度の目標に向かって努力されたい。資金不足を借入金で補っている現状であり、運営は大変厳しいことから、早急に経営形態の見直しをする必要がある。

日和佐・由岐地区両地区においては、今後ともそれぞれ安心して医療が受けられる体制が望まれる。

(参考) 詳しい内容に関しては、広報みなみ9月号の2～5ページに掲載。

これを受けて、活発な質疑や意見が出されました。

質問 方針を早く決める時期がきているのではないか。

診療所化も含め、早急に方向性を町長が決断するべきではないか。

答弁 美波町としては、病院には医療のみならず福祉面での機能も持ち合わせていることから、慎重に考える必要がある。

町長として、お示しできるものは今のところ持っていない。

住民にも報告、経過を示しながら、住民全体の問題として考えていただき、どのようにやっていくのかを進めていきたい。

医師の確保が何よりも重要であることから、医師の派遣のシステムも作りたい。

質問 資金不足を一般会計から補うことで、町の財政を圧迫するのではないか。

答弁 美波町の国民健康保険が平成21年度で破たんし、一般会計から繰り入れをした。

そのことも含め、病院も同じように補てんをしていくとなると、現在の住民サービスを維持した中では、長くても10年くらいで町が破たんすることになる。

質問 平成21年度における日和佐病院の赤字1億3,000万円、由岐病院の100万円の黒字の決算状況についてどのように考えられているのか。

答弁 2つの病院は、病床数や薬の院外処方・院内処方の違い、救急指定による交付税措置等により、一概にそのまま比較はできないが、どちらも厳しい状況に変わりはない。

質問 定住自立圏構想の中で、医療連携はどのようになるのか。

答弁 医師の確保により、さまざまな改善がなされることから、近隣市との医療連携に努めたい。

質問 答申を受けて、今後どのようにしていくのか。

答弁 新たな委員会を設けて、経営の見直し等について議論していくことにしている。

総務産業建設委員会報告

(第1回目)

9月15日、①美波町漁業集落排水処理施設、志和岐地区の使用料②美波町都市計画道路の見直し③美波町の花・木・鳥の制定を議題に委員会を開催しました。

①漁業集落排水施設、志和岐地区の使用料

(町の説明) 平成23年度から供用開始となる志和岐地区の漁業集落排水施設の使用料は、合併前の住民説明会では伊座利地区と同額との説明を受けている。第一段階では、処理方式が同じになったため伊座利地区と同料金体系とし、第二段階では、公共下水道と同料金体系に改定し、段階的に同率化を図る方向で考えている。

○漁業集落排水施設使用料金は、10㎡あたりの基本料金900円、1㎡超過ごとに100円。

○公共下水道使用料金は、7㎡あたりの基本料金800円、1㎡超過ごとに120円・140円・150円と段階ごとに上がっていく。10㎡当たりの金額は1,160円。

質 問	答 弁
○使用料について、一般的家庭(夫婦二人)の平均的な試算は。	○各家については、水道料金が出ているので料金表を見れば分かると思う。
○住民説明会を開催しないのか。	○伊座利地区と同料金なら説明会はしなくていいと地元から言われている。
○今後の料金体系の方向性について説明は。	○今後の料金体系の方向性については、各地区の組合長に説明している。

②美波町都市計画道路の見直し

(町の説明) 平成 22 年で完了する予定で 5 月・6 月に計画区域内の住民を対象にアンケート調査し 7 月に取りまとめたが、都市計画道路のあり方を含む今後のまちづくりの方針を明確化するため平成 23 年度まで 1 年延伸する。

質 問	答 弁
<ul style="list-style-type: none"> ○計画当時と現状の違いをどのように計画に反映するか。 ○ワークショップの開催方法は。 ○最終の結論は、どの時期・どの場所で決定するのか。 ○財政面も含め負担は大きいですが、計画に基づいて着工するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画について、廃止・一部変更・存続等を段階的に話し合い決定する。 ○12 月頃 3 回ぐらいを予定しているが、やったことが無いので時期や方法は決まっていない。 ○計画の着工には、立ち退き等の課題もあるのでワークショップ等で話し合いを重ねていく。

③美波町の花・木・鳥の制定

(町の説明) 9 月 10 日に「美波町の花・木・鳥の選定委員会」が開催され、花は「桜」・木は「うばめがし」・鳥は「イワツバメ」との答申があり決定した。この件は、議会の議決事項ではないので、議会に報告し町民に告知する。

議決事項でないので委員からの意見はあったが、議論にならないので委員会としては報告を受けたということにした。

(第 2 回目)

9 月 22 日、①美波町過疎自立推進計画の策定②北河内深瀬地区水道整備計画の策定③「地域おこし協力隊」事業を議題に委員会を開催しました。

①美波町過疎自立推進計画の策定

(町の説明) 新たな過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴い、計画の策定は義務付けられていないが過疎地域の課題対応には、ソフト事業が有効で財政措置も受けたいので策定した。内容については、県の協議が必要なことや国への提出方法など手続的に複雑な関係上できるだけ幅広くのせている。

質 問	答 弁
<ul style="list-style-type: none"> ○予算が伴う場合の計画変更は可能か。 ○事業内容が多すぎる。自立促進に対し今までの事業を踏まえ新たな事業を考えなければ、また一緒になるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画の変更は可能（議決を経て）。 ○今までと課題が変わっていないので取り組み方針も変わらない。 ○この事業自体 6 年間でやれる事業を上回っている。自立のため、6 年間で何か特化できるものを載せるべきことは分かっている。

②北河内深瀬地区水道整備計画の策定

(町の説明) 計画策定には、①上水道から深瀬地区へ直接水引く方式②赤松の簡易水道から引く方式③深瀬地区で水源を確保する方式④上水道を登地区から連絡管で引く方式の 4 つの案があり検討した結果④案を元に進めている。現在の申し込み件数は、地区内 19 軒中 14 軒。今回の議案は、厚生省から認可されている上水道事業を深瀬まで区域を広げる変更認可申請事務を委託する予算の計上についてである。

質 問	答 弁
<ul style="list-style-type: none"> ○水道の未設置地区について、水道整備の進める基準や公平な負担等を決めていくのか。 ○補助金や有利な起債などの検討は。 ○ボーリング調査は。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区内でどれだけの要望があれば計画を進めるかについては、明確に決めていないが 8 割ぐらいが目安と考えている。負担金の基準についても設けていない。 ○個人負担や町の負担については、調査により事業費がある程度でなければ分からない。 ○過疎債は、簡易水道は対象になるが上水道はならない。

(協議の結果) 区域変更にする予算をボーリング調査の予算に変更し、調査結果を待って検討することを承認した。

③「地域おこし協力隊」事業

(町の説明) 過疎の地域の活性化や地域の振興に取り組んでもらうため、協力隊員を 3 名委嘱している。事業的には特別交付税の総務省の事業ではなく、経済危機対策交付金で実施している。

質 問	答 弁
<ul style="list-style-type: none"> ○隊員はどのような形で住んでいるのか。 ○地域に定住するための仕事は、本人と地域どちらが責任を持って探すのか、現在の仕事は地域に根づける根本的なものがないように思うがどうか。 ○町として週に 1 回地域に行って状況を把握するべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○受け入れ団体の地域に住むのを前提にしている。 ○基本的には地域に入って手助けをしながらの延長線上に移住・定住があるが、今は地域のためにがんばってもらっている。 ○地区の人にも集まってもらい、意見交換の機会を設けたい。

総務産業建設委員会



地域おこし協力隊員と受け入れ
地域の皆さんとの意見交換会

お知らせ

◆議会だより報告会

議会改革・広報特別委員会では、平成20年11月より議会だより報告会を定例議会ごとに開催しています。今回は、下記の日程で、議会だより第16・17・18号をもとに話し合いの場を開催します。

- 11月26日(金) 赤松集会所 ●27日(土) 由岐公民館 ●28日(日) 美波町役場（二階会議室）
- 午後7時～9時

当委員会では、各地域にお伺いして、議会だよりの報告をさせていただき、いろいろなご意見をいただきたいと考えておりますので、たくさんの皆様のご参加をお待ちしております。

皆様、お問い合わせをお越しく下さい。

編集後記

昨年9月に、インターネットによる議会中継配信システムの構築が予算化されました。

プロポーザル方式により業務委託され、来年度には広く住民の皆様に見ていただけるようになります。

『分かりやすく見える』議会広報活動を、この「議会だより」とあわせて行っていきたいと考えています。

皆様からの、ご意見・感想をぜひお寄せください。

● 議会改革・広報特別委員会 ● (お問い合わせ・ご意見は TEL: 77-3630へ)

委員長: 寺下 博子

副委員長: 向山 篤宏

委員: 戎野 博・北山 朝彦・舛田 邦人